

喜多方市水道事業経営等審議会 (第3回)

説明用資料 《経営戦略改定に向けた検討状況》

令和5年6月20日

建設部水道課

■ 諮問事項

【第3回審議会における諮問(審議)事項】

① 喜多方市水道事業経営戦略改定について

- ・ 投資財源計画の検討結果(おさらい)
- ・ 数値目標(料金改定率を含む)
- ・ 水道事業経営戦略(改定案)

② 喜多方市水道料金適正化計画策定について

- ・ 料金算定期間、改定率の目標値
- ・ 料金体系(料金表)の検討結果
- ・ 水道料金適正化計画(案)

説明内容

1. 第2回審議会までのおさらい
(投資・財政計画の検討経緯等)
2. 経営戦略における数値目標
3. 水道事業経営戦略(改定案)について

1. 第1回審議会のおさらい

【既往経営戦略改定の背景・必要性】

《国からの要請》

「新経済・財政再生計画改革工程表 2021」(R3.12.23、経済財政諮問会議決定)において、経営戦略の見直し率を**令和7年度までに100%**とすることとされており、R4.1.25に総務省より改定推進の要請が出ている。

《質の向上》

「経営戦略策定・改定ガイドライン(H31.3.29、総務省)」にて、PDCAサイクルを通じて質を上げていくため、**3~5年内の見直し**を行うことが重要とされており、既往経営戦略の見直しと実績に乖離が見られていることから、見直しが必要である。

また、より実効性を伴う質の高い経営戦略にするための記載事項が整理された「経営戦略確認リスト」における、追加必須項目等を満たす必要がある。

《関連計画の反映》

既往経営戦略の策定後に作成された、「喜多方市水道ビジョン」「水道施設整備基本計画」「老朽管更新計画」を踏襲した計画とする必要がある。

近年の社会情勢の変化に対応するとともに、水道事業の将来的な「安全」「強靱」「持続」を目指し、より合理的かつ実効性のある計画に改定する必要がある。

1. 第2回審議会までのおさらい

【経営戦略の改定方針】

《計画期間》

令和5年度～令和14年度(10年間)

《改定のポイント(主な見直し事項)》

- ・最新実績値(H29～R3決算及びR4予算)の反映
- ・施設の老朽化等を踏まえた更新費用の算定
(「水道施設整備基本計画」「老朽管更新計画」の反映)
- ・人口減少や物価上昇等の将来見通しを踏まえた投資・財源の試算
(最新実績を踏まえた水需要予測結果を適用)
- ・水道料金適正化に向けた検討内容の反映

《その他》

- ・「経営戦略策定・改定ガイドライン」及び「経営戦略策定・改定マニュアル(R4.1.25改定、総務省)」に従い見直しを実施
- ・実現可能性の高い経営効率化に向けた取組の検討

1. 第2回審議会までのおさらい

【経営戦略の検討経緯(概要)】

①現状維持とした場合の推計を実施

→事業運営が困難になる見通しとなったことから、財源確保に向けた検討の必要性を確認

②財源確保に向けた前提条件の整理

→経常収支比率、料金回収率、補填財源残高を指標として設定

→現状維持とした場合、一定の料金改定が必要となることを確認

③前提条件に基づいた複数ケースの検討を実施

→最低限必要な料金改定を行うことを前提に、補填財源残高を確保するため、財源となる「給水収益(=料金改定の実施)」「企業債」の条件を変化させた複数ケースを設定

④検討ケース毎に推計を実施

→推計結果より、市民への影響が最も少ないケースを採用

1. 第2回審議会までのおさらい

【推計値(委託料)の修正について】

第2回審議会で提示した結果において、委託料の推計に用いた「基準値」が、動力費等を適切に考慮したものではなかったため、以下のとおり修正を行った。

水道施設等運転管理業務委託に係る費用の内訳

R3に運転管理業務の委託範囲が変更となり、関連費目が大きく変化したが、委託料の基準値を他の費目と同様H29～R4の平均としていた。
→備消耗品費・委託料の基準値をR3～R4の2カ年平均に修正

費目	H29	H30	R1	R2	R3	R4	第2回審議会の基準値
備消耗品費	3,817	4,117	4,319	3,682	321	384	2,773
燃料費	1,308	938	1,351	1,236	0	0	0
光熱水費	2,794	2,801	2,735	2,639	0	0	0
通信運搬費	6,087	6,039	6,040	6,038	0	0	0
委託料	80,033	80,442	81,310	72,054	125,016	132,022	95,146
動力費	27,934	28,281	27,907	26,512	0	0	0
薬品費	7,892	9,886	9,398	10,869	8,256	14,450	10,125

修正後の基準値
353
0
0
0
128,519
0
10,125

R3以降、備消耗品費の一部と燃料費・光熱水費・通信運搬費・動力費が、「ユーティリティ費」として運転管理業務の委託料に計上されることとなった

単位:千円

※「基準値」をベースに、物価上昇率や配水量の減少率を考慮した上で推計

※薬品費はR3以降も委託料には含まれていないため、修正無

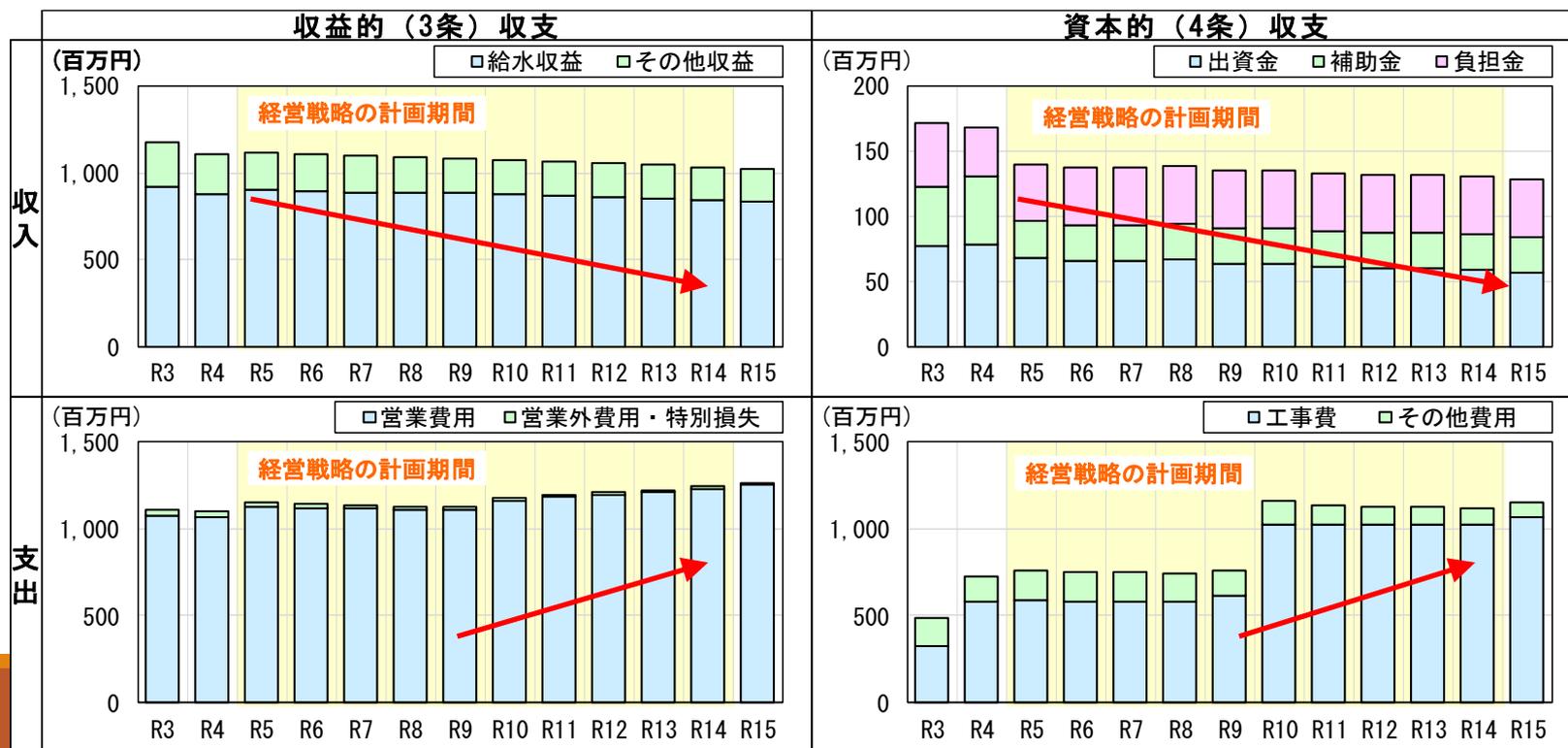
以降に示す検討結果については、上記修正を反映したものであるため、**前回審議会から数値が変更となっている**(考え方は変更無)

1. 第2回審議会までのおさらい

【現状維持とした場合の推計結果①】

収益的収支は、物価上昇や更新需要増等に伴い支出が増加する一方で、水需要の減少に伴い収入は減少する。

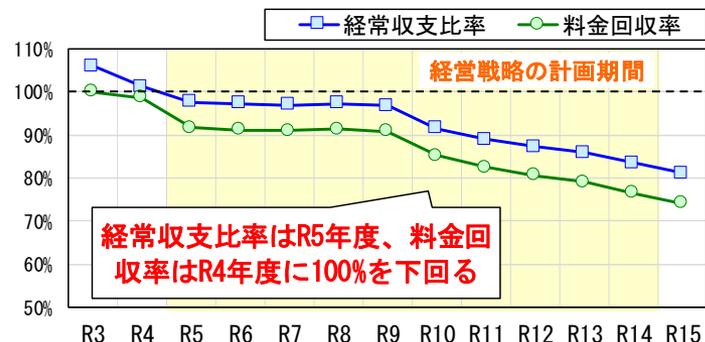
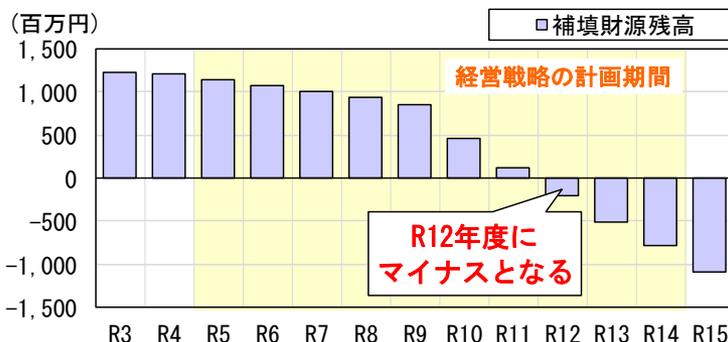
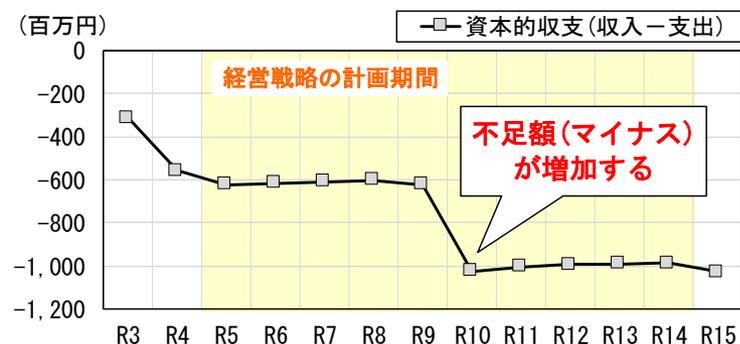
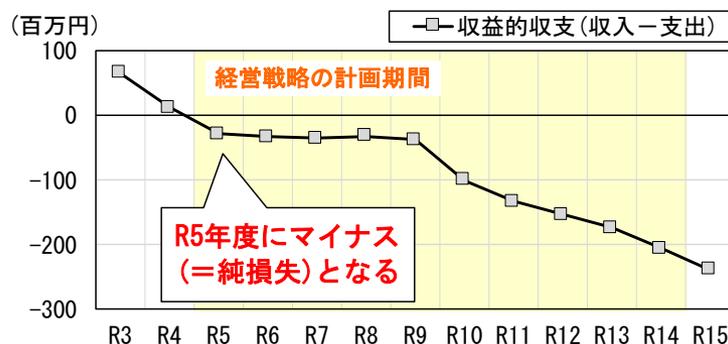
資本的収支は、既計画に基づく整備の実施により支出が増加する一方で、起債を行わないため収入は減少する。



1. 第2回審議会までのおさらい

【現状維持とした場合の推計結果②】

収益的収支は令和5年度に支出が収入を上回り、資本的収支も不足額が増加することとなる。その結果、将来的に補填財源残高がマイナスとなり、経常収支比率・料金回収率も100%を下回る見通しとなった。



健全経営を続けていくため、財源確保に向けた検討が必要

1. 第2回審議会までのおさらい

【財源確保に向けた前提条件の整理①】

健全な経営を持続していくため、推計期間で以下の条件を満足することを前提に検討を行うこととした。

- ・経常収支比率、料金回収率が100%以上
- ・補填財源残高が5億円以上（給水収益の約6ヵ月分、非常時の対応用）

■ 経常収支比率（ $\text{経常収益} \div \text{経常費用} \times 100$ ）

- …経常費用はこれまでの取組や将来の水需要減少を考慮して算出しているため、さらなる減少を見込むことは難しい。
- …給水収益以外の経常収益は、他の計画や一定の基準に従い算出した値であるため、さらなる増加を見込むことは難しい（収益全体に対する比率も小さい）。
- 経常収支比率を改善するために、**給水収益の増加（料金改定の実施）が必要**

■ 料金回収率（ $\text{供給単価} \div \text{給水原価} \times 100$ ）

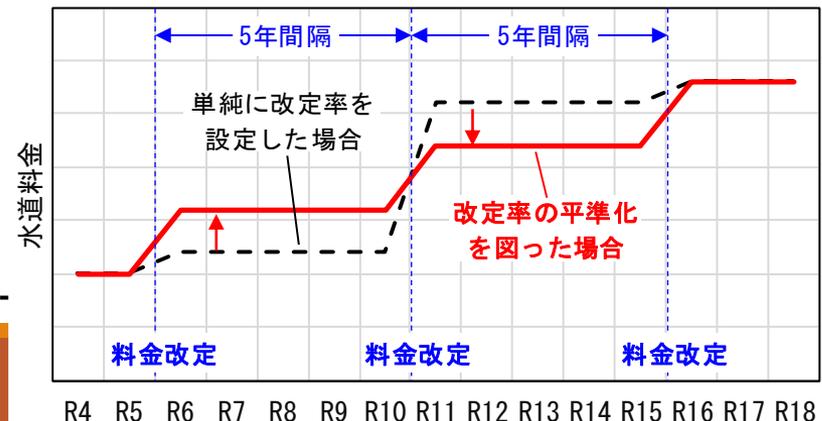
- …給水原価は経常費用に左右されるため、上記のとおり現時点でさらなる減少を見込むことは難しい。
- 料金回収率を改善するために、**供給単価を上げる（料金改定の実施）が必要**

1. 第2回審議会までのおさらい

【料金改定の条件について】

料金改定率については、以下を前提に設定した。

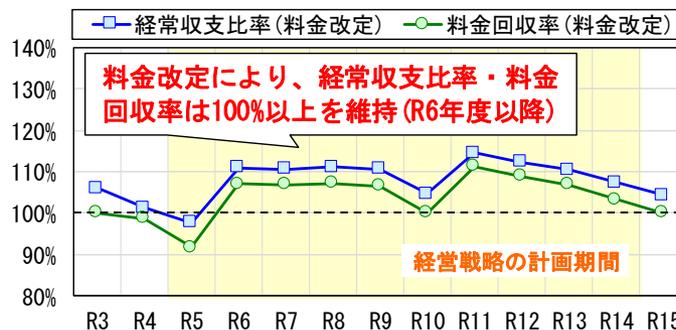
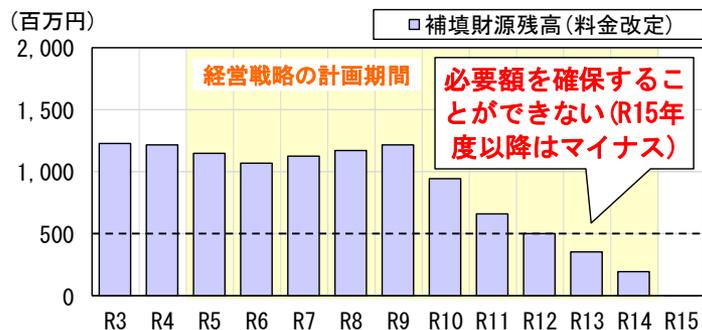
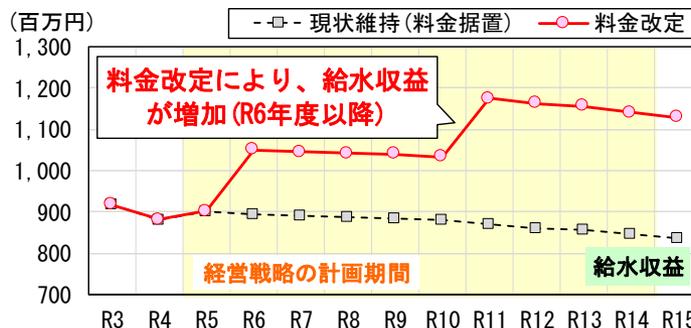
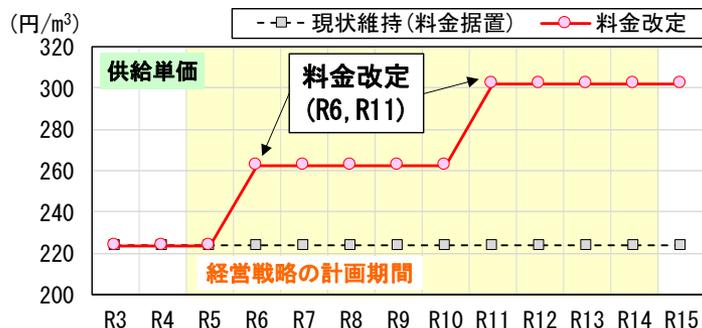
- 改定初年度は令和6年度とする **※後日、令和7年度に見直し(P18参照)**
…料金改定を行うとした場合、改定に向けた検討や答申までの審議会の開催、答申後から適用までの準備期間等を考慮すると、料金改定が可能となるのは最短でもR6年度になると考えられるため、**改定初年度を令和6年度**と設定。
- 改定間隔は5年毎とする
…水道料金算定要領において、「料金の安定性、期間的負担の公平、原価把握の妥当性及び水道事業者の経営責任の面など諸々の要素を考慮してみると概ね将来の3年から5年を基準に設定することが妥当」とされていることから、**改定間隔を5年**と設定。
- 各年度の改定率は平準化を図る
…前述の見直し条件を満足した上で、水道料金の激変が生じないよう、改定率については**極力平準化を図る**こととする。



1. 第2回審議会までのおさらい

【財源確保に向けた前提条件の整理②】

經常収支比率・料金回収率を100%維持可能となる料金改定(=最低限の料金改定)のみでは、推計期間中に補填財源残高を5億円以上で維持することができない。



最低限の料金改定を行いつつ、補填財源残高確保に必要な財源を、「料金改定率増」あるいは「企業債の起債」で賄う必要がある

1. 第2回審議会までのおさらい

【前提条件に基づいた検討ケースの設定①】

前述までの検討内容を踏まえ、財源となる「給水収益(料金改定率)」
「企業債」の条件を変えた下記3ケースを設定した。

検討ケース	概要	料金改定率		起債年度 起債額計 起債率	補填財源不足分確保に必要な 財源の内訳(イメージ)	財源確保状況
		R6	R11			
現状維持	現状のまま事業を行ったケース(料金改定・企業債の起債なし)	-	-	起債無	不足	必要な補填財源残高確保不可
料金改定 (補填財源未考慮)	最低限の料金改定のみを行ったケース	17.4%	15.0%	起債無	不足	最低限の料金改定では補填財源残高が不足
ケース① (料金改定のみ)	起債を行わず、料金改定のみで必要な財源を確保する(前提条件を満足する)ケース	21.8%	21.7%	起債無		不足分を料金改定による給水収益のみで確保
ケース② (改定優先)	企業債の起債は過年度実績を踏まえた最低限とし、残りを財源を料金改定で賄うケース	20.6%	20.5%	R10 2.8億円 27.9%		不足分を料金改定による給水収益と企業債で確保
ケース③ (起債優先)	最低限の料金改定を行った上で、残り必要な財源を企業債で賄うケース	17.4%	15.9%	R10~R17 8.9億円 11.0%/年度		不足分を企業債のみで確保

■ : 給水収益 (最低限必要な料金改定分) ■ : 給水収益 (改定率見直しによる増分) ■ : 企業債

1. 第2回審議会までのおさらい

【前提条件に基づいた検討ケースの設定②】

ケース②及びケース③の起債率については、以下の考えに従い設定した。

■ケース②

…工事費が急増する期間の初年度(令和10年度)に過去10ヵ年最小起債率(下表)で起債
→起債率: **27.9%**、起債額: **283百万円** (1,015百万円(R10年度工事費) × 27.9%)

単位: 千円

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
企業債	0	0	0	0	237,300	336,700	128,500	0	0	0
工事請負費	425,581	698,213	576,213	257,850	478,263	644,377	460,375	323,970	356,859	309,009
起債率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	49.6%	52.3%	27.9%	0.0%	0.0%	0.0%

■ケース③

…工事費が急増する令和10年度～令和17年度に起債し、起債率は各年度一定
…最低限の料金改定を行うことを前提に、補填財源残高5億円以上が確保可能な起債率を検討・設定

→起債率: **11.0%**、起債額計: **890百万円** (年度別の起債額は下表のとおり)

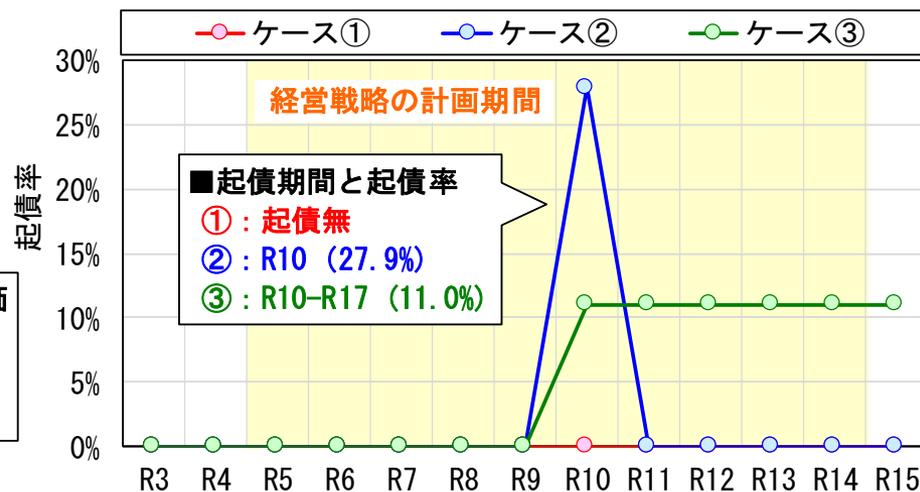
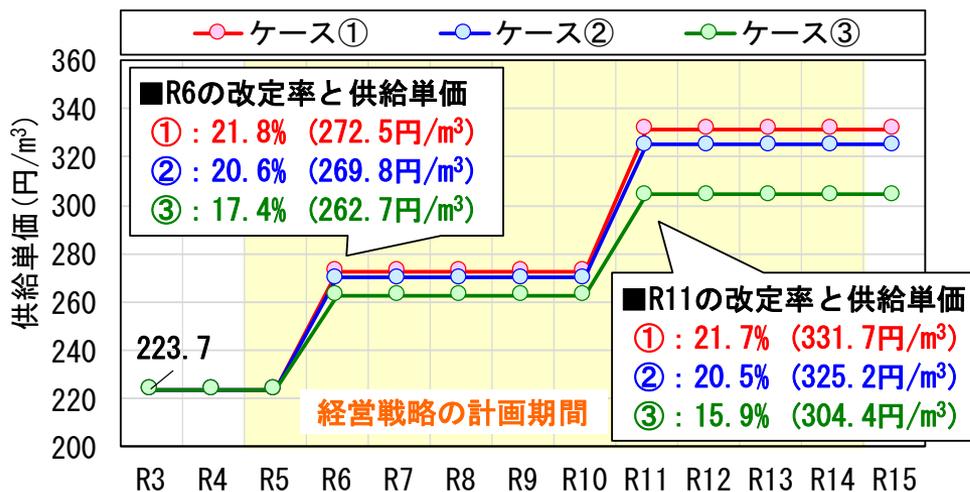
単位: 千円

年度	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	計
工事請負費	1,014,687	1,015,368	1,014,115	1,012,861	1,013,965	1,017,211	979,626	1,020,426	8,088,259
起債率	11.0%	11.0%	11.0%	11.0%	11.0%	11.0%	11.0%	11.0%	—
企業債	111,616	111,690	111,553	111,415	111,536	111,893	107,759	112,247	889,709

1. 第2回審議会までのおさらい

【検討ケース毎の推計結果①】

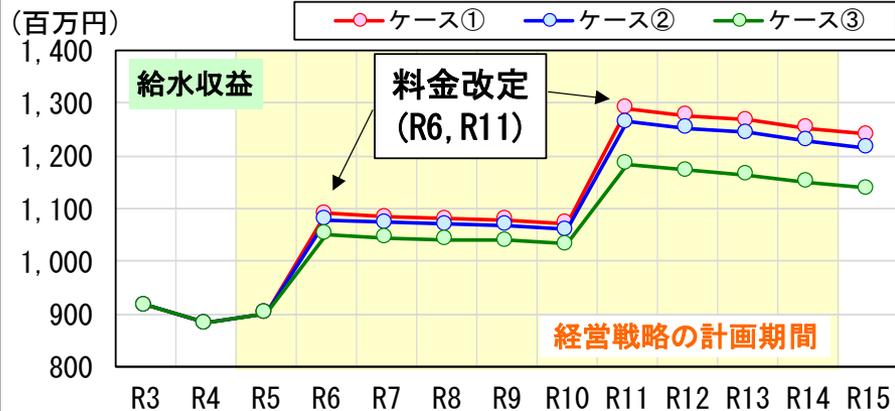
各検討ケースについて推計を行い、将来の財政収支見通しを整理するとともに、ケース間の比較を行った。



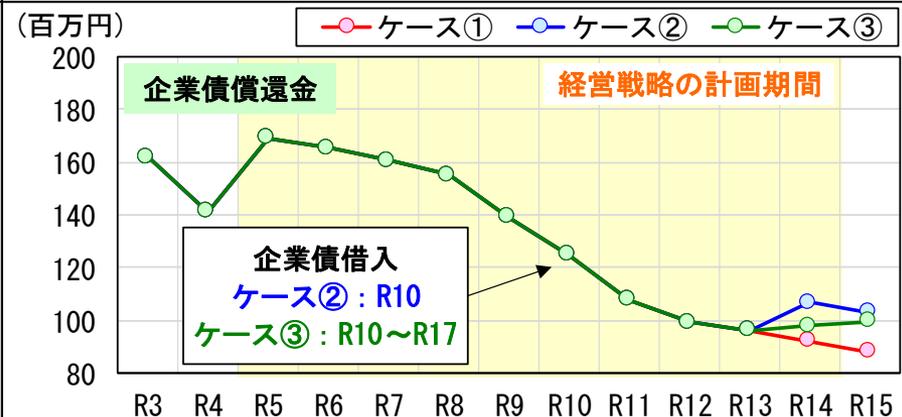
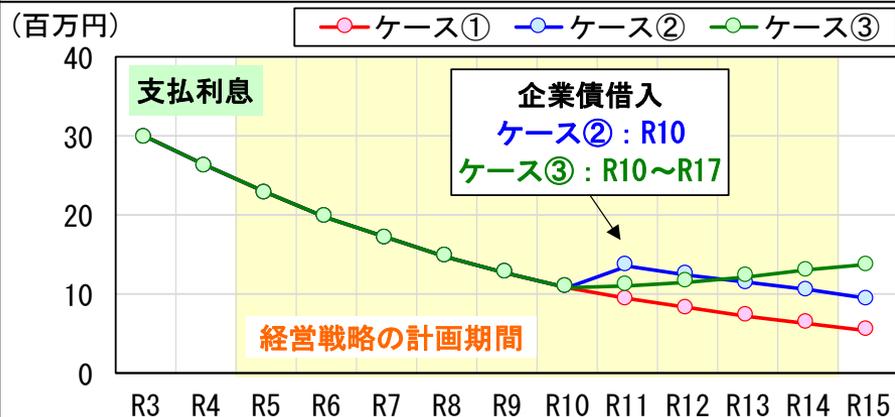
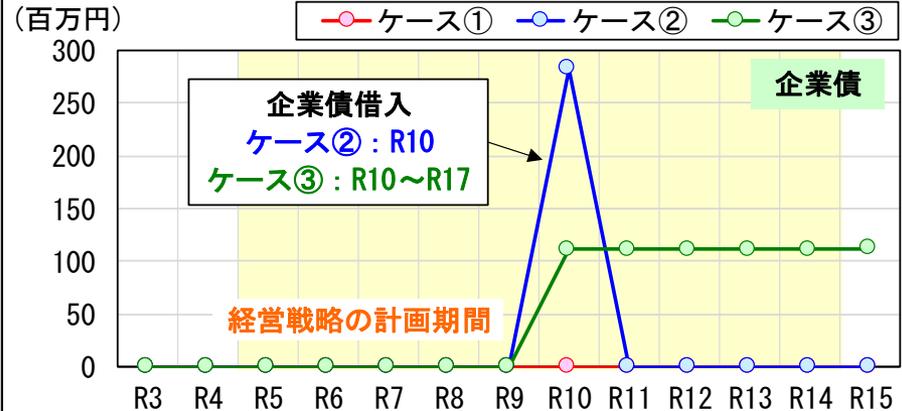
1. 第2回審議会までのおさらい

【検討ケース毎の推計結果②】

収益的（3条）収支



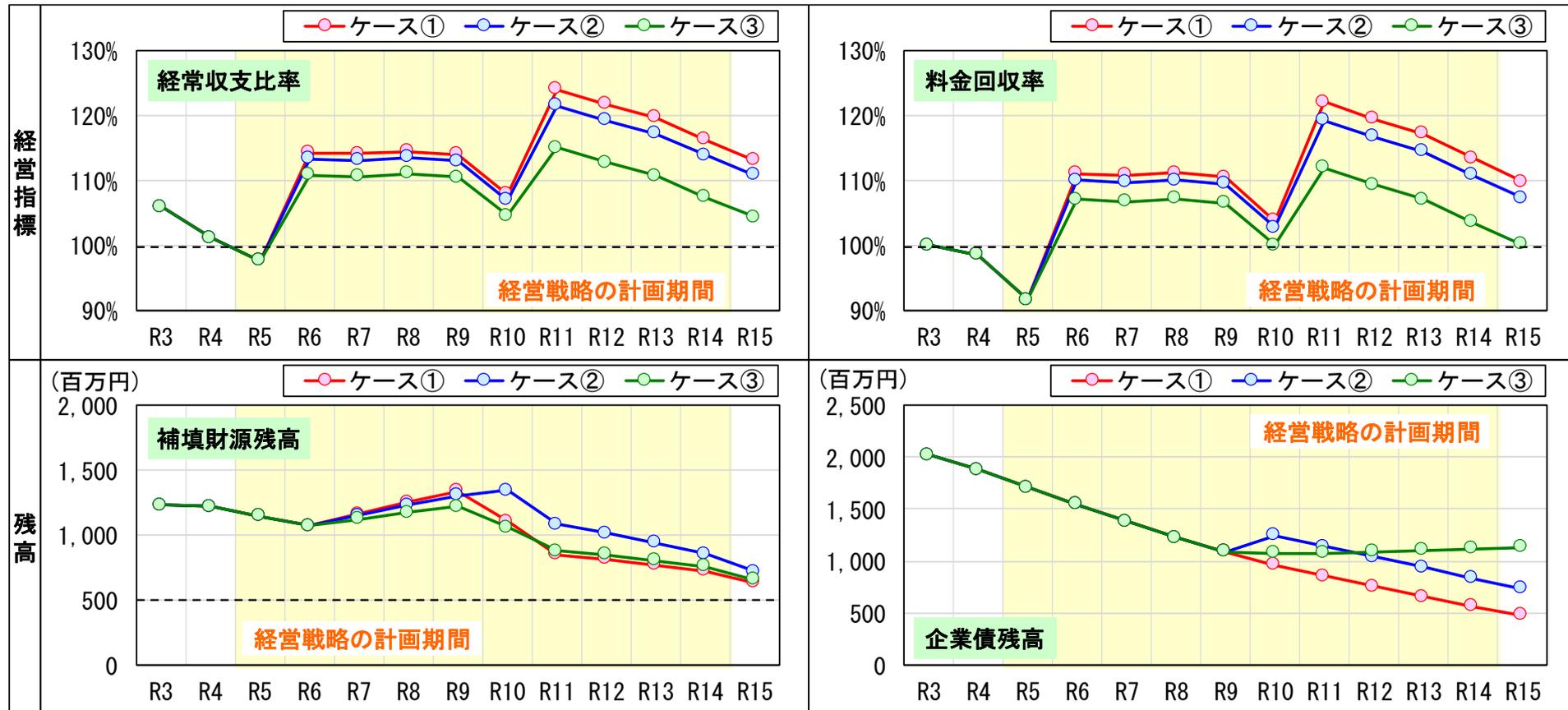
資本的（4条）収支



※収益的収支、資本的収支にて差異のある項目のみ整理
 ※企業債償還金については、据置期間3年のため、新規起債分はR14以降に発生

1. 第2回審議会までのおさらい

【検討ケース毎の推計結果③】



いずれのケースにおいても、料金改定後(R6～)は前提条件を満足している。

1. 第2回審議会までのおさらい

【採用案の決定】

以上の検討結果を踏まえ、下記理由から、「検討ケース③」をベースに検討を進めることとした。

- 平均的な料金改定率が最も低くなることに加え、平準化を図ることで急激な変化を抑えることができるため、市民への影響が他の検討パターンに比べ小さい。
- 起債率は他の検討パターンに比べ高くなるが、単年度あたりの企業債借入額は過年度実績と比べて小さく、起債期間も令和10年度～令和17年度と限定的であることから、将来世代への過度な負担を強いるものではない。

▶ 上記採用案をベースに、料金適正化計画の検討を行うこととした

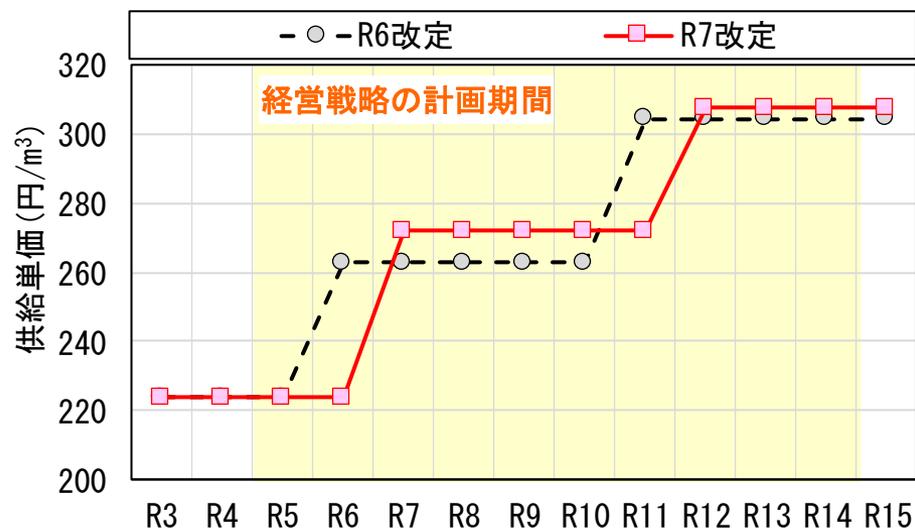
1. 第2回審議会までのおさらい

【料金改定時期の見直し(後日検討)①】

前述のとおり、初回の料金改定時期は令和6年度としていたが、料金改定までに必要な準備期間や市民の方への周知を十分に行うことを考慮した上で料金改定時期を精査した。その結果、**「検討ケース③」の考え方を踏襲した上で、令和7年度に見直す**こととした。

検討 ケース	料金改定				企業債の新規借入	
	項目	現状	1回目	2回目	項目	数値
R6改定	改定年度	R3	R6	R11	起債年度	R10~R17
	改定率	—	17.4%	15.9%	起債率	11.0%
	供給単価	223.7	262.7	304.4	起債総額	1,051百万円
R7改定	改定年度	R3	R7	R12	起債年度	R10~R17
	改定率	—	21.6%	13.1%	起債率	12.6%
	供給単価	223.7	272.1	307.7	起債総額	1,204百万円

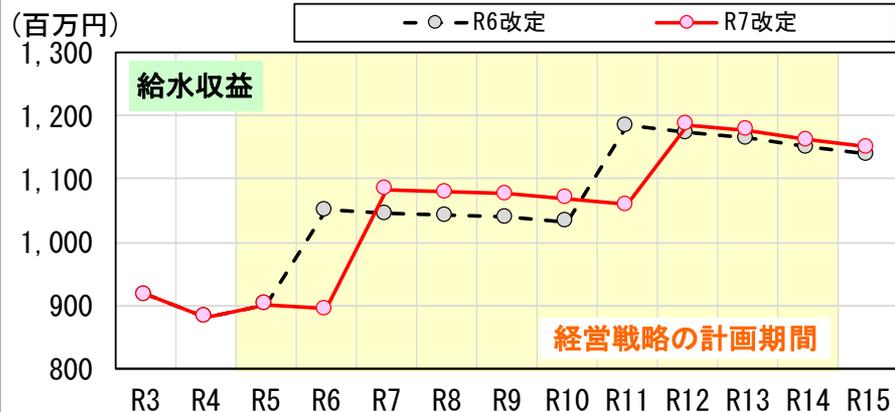
※起債総額＝企業債償還金＋支払利息
(p13の起債額計(償還金分のみ)とは異なる)



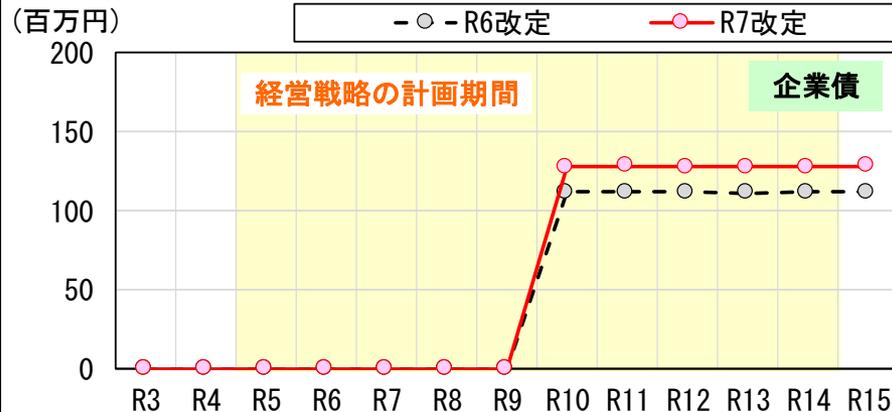
1. 第2回審議会までのおさらい

【料金改定時期の見直し(後日検討)②】

収益的(3条)収支



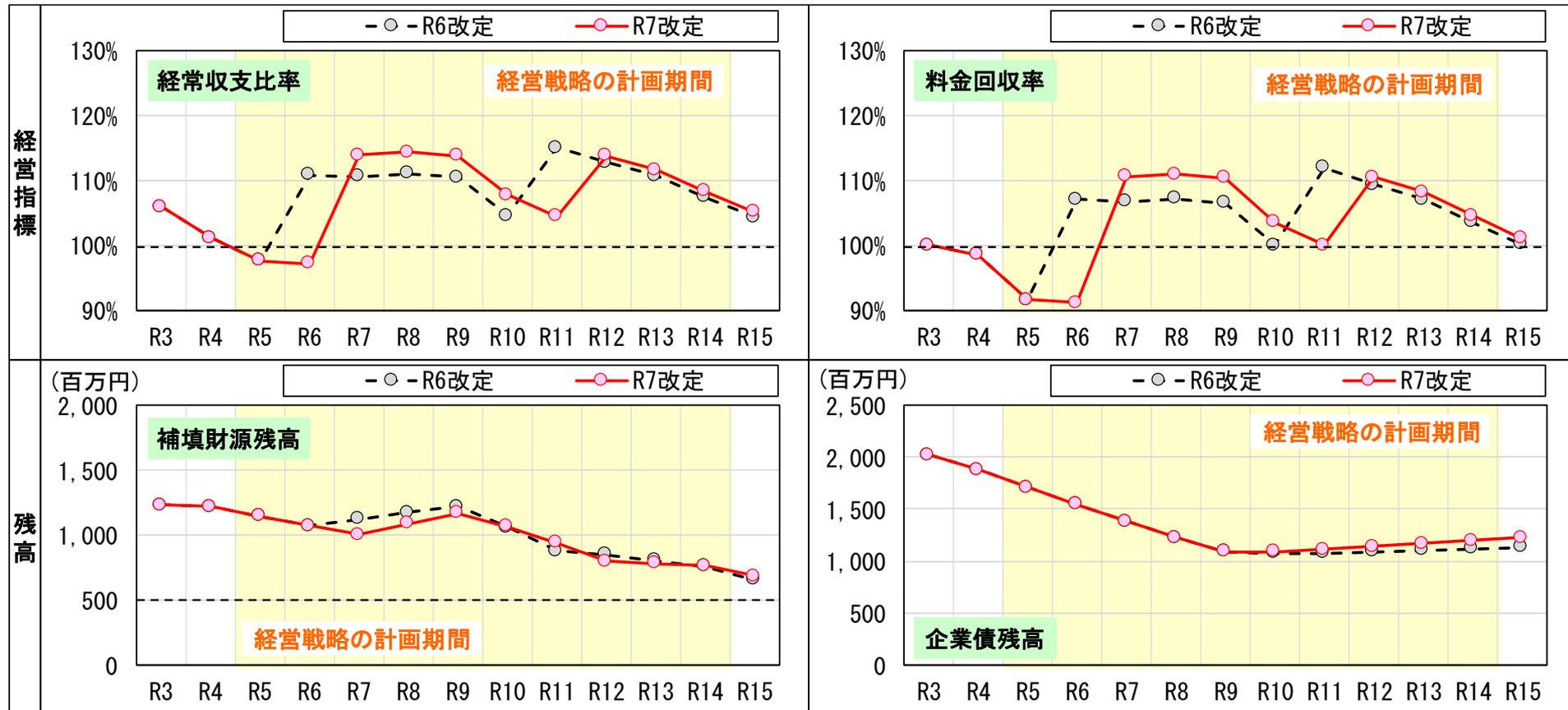
資本的(4条)収支



※収益的収支、資本的収支にて差異のある項目のみ整理
 ※企業債償還金については、据置期間3年のため、新規起債分はR14以降に発生

1. 第2回審議会までのおさらい

【料金改定時期の見直し(後日検討)③】



R7改定ケースについても、各条件を満足するよう、起債率・料金改定率を設定

2. 経営戦略における数値目標

【各種数値目標について】

これまでの検討及び既計画（水道施設整備計画、老朽管更新計画等）の内容を踏まえ、投資・財源に関する数値目標をそれぞれ以下のとおり設定した。

投資に係る目標

目的	数値目標		
	指標	R3実績	R14目標
安定した水道水の供給	有収率	77.4%	91.5%
浄水施設及び管路の耐震化	浄水施設の耐震化率	0.0%	97.9%
	管路の耐震管率	17.6%	27.2%

耐震化率については、水道施設整備計画・老朽管更新等の既計画に基づき目標設定

財源に係る目標

目的	数値目標		
	指標	R3実績	R14目標
資金不足にならない水道事業の運営	経常収支比率	105.9%	100%以上
	料金回収率	100.1%	100%以上
水道料金の確保・適正化	水道普及率	90.4%	95.0%
	料金改定率	—	37.5%

※料金改定率の目標値はR3年度比

3. 水道事業経営戦略(改定案)について

【水道事業経営戦略(改定案)の策定】

「経営戦略策定・改定マニュアル(令和4年1月改定)」に従い、前述の検討経緯や検討結果等を整理した、「喜多方市水道事業経営戦略(改定案)」を策定した。

今後、本審議会における審議・見直しを行った上で内容を確定し、計画に沿って水道事業の運営を進める予定。

※水道事業経営戦略(改定案)は、「資料3」を参照

《意見照会について》

水道事業経営戦略(資料3)の内容に関する意見等を、別紙「第3回喜多方市水道事業経営等審議会 意見等提出書」(様式1)に記入の上、水道課宛に電子メール、FAX又は郵送(持参も可)のいずれかの方法で提出いただく

【提出期限】令和5年6月26日(月) ※必着

■ 諮問事項

【審議事項】

① 喜多方市水道事業経営戦略改定について

- ・ 投資財源計画の検討結果（おさらい）
- ・ 数値目標（料金改定率を含む）
- ・ 水道事業経営戦略（改定案）

參考資料

3. 投資・財政計画の検討結果

【料金改定率の他都市事例】

採用とした検討ケースの改定率(R7に21.6%)は、他事業体と比べて過大な数値ではない

都道府県	市町村(事業体)	改定日	平均改定率
神奈川県	佐川町	R3. 4. 1	20.0%
神奈川県	横浜市	R3. 7. 1	12.0%
大阪府	富田林市	R3. 10. 1	15.0%
長野県	上田市	R3. 10. 1	8.3%
愛知県	知多市	R3. 10	11.3%
茨城県	茨城県南水道企業団	R4. 4. 1	23.0%
岐阜県	本巣市	R4. 4. 1	29.0%
大阪府	大阪広域水道企業団 (千早赤阪)	R4. 4. 1	26.0%
三重県	津市	R4. 4. 1	28.0%
群馬県	前橋市	R4. 4. 1	17.0%
福岡県	飯塚市	R4. 4. 1	35.0%
千葉県	佐倉市	R4. 4. 1	7.2%
北海道	釧路市	R4. 4	2.9%
北海道	留萌市	R4. 4	10.0%
新潟県	十日町市	R4. 6. 1	19.0%

都道府県	市町村(事業体)	改定日	平均改定率
兵庫県	香美町	R4. 6	11.0%
北海道	旭川市	R4. 7. 1	14.9%
神奈川県	三浦市	R4. 7. 1	10.0%
埼玉県	ときがわ町	R4. 10. 1	39.3%
島根県	益田市	R4. 10. 1	6.3%
埼玉県	上里町	R4. 10. 1	39.0%
京都府	宇治市	R4. 10	14.4%
茨城県	大洗町	R4. 10	28.0%
愛媛県	新居浜市	R4. 10	32.8%
山口県	長門市	R4. 10	10.0%
岩手県	一関市	R4. 10	8.7%
宮崎県	日向市	R5. 1. 1	15.2%
三重県	桑名市	R5. 1	10.0%
兵庫県	豊岡市	R5. 4. 1	17.3%
京都府	八幡市	R5. 4	17.7%

最小:2.9% 最大:39.3% 平均:17.9%

※令和3年度以降に料金改定を行っており(または行う予定)、HPにて平均改定率が明記されている事業体を調査・集計(上記以外にも改定率の記載はないが改定を行っている事業体はある)